## 【減免の対象になる障がいの範囲】

			障がいの程度	
障がいの区分		<ul><li>○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、 療育手帳又は精神障害者保健福祉手 帳の交付を受けている者本人が運転 する場合</li></ul>	者が運転する場合	
身体障害者手帳	視覚障がい		1級~3級・4級	1級~3級・4級
	聴覚障がい		2級・3級	2級・3級
	平衡機能障がい		3級	3 級
	音声機能障がい		3級(喉頭摘出による音声機能障が いがある場合に限る。)	
	上肢不自由		1級・2級	1級・2級
	下肢不自由		1級~6級	1級~3級
	体幹不自由		1級~3級・5級	1級~3級
	乳幼児期以前の非進 行性脳病変による運 動機能障がい	上肢機能	1級・2級(一上肢のみに運動機能 障がいがある場合を除く。)	1級・2級(一上肢のみに運動機能 障がいがある場合を除く。)
		移動機能	1級~6級	1級〜3級(一下肢のみに運動機能 障がいがある場合を除く。)
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又 は直腸・小腸機能障がい		1級・3級	1級・3級
	肝臓機能障がい		1級~3級	1級~3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機 能障がい		1級~3級	1級~3級
戦傷病者手帳	視覚障がい		特別項症~第4項症	特別項症~第4項症
	聴覚障がい		特別項症~第4項症	特別項症~第4項症
	平衡機能障がい		特別項症~第4項症	特別項症~第4項症
	音声機能障がい		特別項症〜第2項症(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	
	上肢不自由		特別項症~第3項症	特別項症~第3項症
	下肢不自由		特別項症〜第6項症・第1款症〜第 3款症	特別項症~第3項症
	体幹不自由		特別項症~第6項症・第1款症~第 3款症	特別項症~第4項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又 は直腸・小腸機能障がい		特別項症~第3項症	特別項症~第3項症
	肝臓機能障がい		特別項症~第3項症	特別項症~第3項症
療育手帳			A1、A2、A3及びB1	A 1、A 2、A 3及びB 1
精神障害者保健福祉手帳			1 級	1級